福岡藩社会経済史の基礎的資料(1): 『藩政一般作法』(『郡方御作法留書』)(上)

秀村,選三

https://doi.org/10.15017/4403482

出版情報:經濟學研究. 36 (1/2), pp.63-78, 1970-06-30. 九州大学経済学会

バージョン: 権利関係:

——『藩政一般作法』(『郡方御作法留書』)(上)——

秀村 選 三

解 題

近世日本の社会経済史を研究するにあたって、 薬の 個別的研究の重要性は今更言うまでもないであろう. かって屢々経済史家は各人の研究テーマにまかせ、た とえば村落構造・商品流通・藩営専売制度・百姓一揆等 々について、広く全国的に史料を求め、幾つかの―― 地域を異にした――代表的事例を研究し、それらの成 果を踏まえて帰納的に結論を導き出す方法をとってき た. しかし、それぞれの事象を各地域から抽出し、そ の風土の社会経済生活や文化全般から切り離して、た んにテーマに即した比較考察と総合的判断のみでは、 真に歴史的な生の躍動や,経済生活のもつ土地との密 着性を捨象してしまい, あまりにもきれいごとの結論 になっている場合も少くなかったようである. もちろ ん全国的展望を志した試論の必要性や重要性を認める のにやぶさかではないが、同時に見せかけの全国的資 料, 見せかけの全国的研究——ことに一テーマに限っ ての――には、その近代主義的・専門家的な方法のも つ限界にきびしい批判の眼を向けねばならない.

かかる意味から、たとえ地域は限定されようとも、また一見視野は狭いかのように見えながらも、近世の藩=領国の具体的・立体的な総合研究は歴史の真実に迫る一つの訓練の場になるようにおもわれる。たんなる量的なひろがりでなく、全国的展望を内に秘めながら、静かに沈潜した密度の高い地域史研究は今日なお我が国の経済史研究には欠けているのではあるまいか。ことに今後の研究はたんに一個人研究者でなく、地域の研究者グループによる多面的・立体的な地域史研究——中央史に対する在来のいわゆる地方史研究ではなく、社会科学諸分野の複合・協力による研究——が推進されねばならない。わが国近世いな近代にまで、その社会経済構造の基礎的単位をなした藩=領国の共

同研究は一時代前の藩政史研究と違った意味でその重 要性を増しているのである.

最近私たち数人の者は幾つかの理由から(この点は 他の機会に述べる)福岡藩を選定して、その社会経済 史的研究をはじめたのであるが、従来の福岡藩の研究 をふりかえるとき、その研究が数量的には必ずしも少 くないにもかかわらず、部分的・散発的な研究にとど まり、藩の社会体制・経済構造全般にかかわる体系的 考察がきわめて少いことを反省せざるを得ないのであ る。それはテーマの設定に問題があると共に、藩の制 度全般を物語る基礎的史料を充分に踏まえていなかっ たため、大藩であるだけに、社会経済全般を把握する ことができにくかったようにおもわれる。

そのため, 私たちはまず藩の社会経済制度を語る基 本的史料---たとえそれが制度的・形式的なものであ ろうと、最初に大きな枠組を把握するために――の研 究に当分取り組むことにしたのである. そのため第1 には初期より末期に至る法令を整理・検討すること. 第2には当時の有識者・藩庁役人・郡方役人・村方町 方役人等による藩の制度に関する覚書・執務提要・地 方書・農書等々を列挙し、その成立・系統・意義・限 界をそれぞれ考察すること、第3には第1,第2と既 知の資料により重要な家,藩庁役人、村方・町方役人、 商人等の 人名 カード を作ること、 第4には旧藩領内 の史料の所在確認と目録作成, 旧藩領外に残る関係史 料の発掘・採録に努めることとしたのであった。これ らは言うにたやすく、実は全く容易ならぬ課題である が、やはり避けることのできない基礎作業であろう. 長い年月をかけても 系統的に 積み上げたいものであ

ここに紹介する『藩政一般作法』は前述の第2の課題に応じて復刻されるものであるが、その表題が示す

ごとく藩政の一般, 社会経済制度の諸分野を一応理解 するためには好箇の資料とおもわれる。もっとも, こ こに底本としたものは巻末に「万延二年酉二月上旬写 之, 鞍手郡平村庄屋安永藤四郎@」とあり, 明らかに 写本である。しかし今はその原本をたづねる由もない ので、一応この写本に拠ることとした――安永藤四郎 による此の写本は, 直方市感田の香月楽平氏に所蔵さ れ、現在は直方市の市史編纂室に寄託されている。し かも最近、私たち福岡藩研究グループの一員である能 美安男氏より『郡方御作法留書』なる史料を借覧する 機会を得たが、表題の相違にかかわらず、その内容は 『藩政一般作法』と全く同じである. この史料の末尾 には「明治弐己巳歳八月, 垣生村土師氏蔵本写乞者也, 保正,一田藤市秀宣蔵書」と録されていて, これらを もって見ると、幕末期には村方役人層(安永家は庄屋 ・大庄屋, 土師家は遠賀郡垣生村庄屋, 一田家は遠賀 郡堀川庄屋) には写本により相当広く流布していたも ののようで,今後も発見される可能性はあるとおもわ れる.

福岡藩の社会経済制度に関しては一当時は農政が中心一小野一常の『田法雑話』・『農政記聞』が著名であるが、このほか『田制覚帳』・『古事秘録』・『郡方留書』・『古今自他農業雑事』・『春免極或問』・『郡庁要録』等々その数は相当に多い。それらの一つ一つが何を語り、何を語らないのか、それぞれの関連・系統は如何なるものか、今後明らにしてゆかねばならないことである。『藩政一般作法』(乃至『郡方御作法留書』)が土地制度・諸種の貢納制度〔年貢・小物成・納物・夫役・夫銭その他〕・農政を中心としつつも、なおその他の部面についても録しており、必ずしも体系的とは言えないが、郡方役人・村役人らが職務上知っておかねばならぬ必要事項が折にふれ、事に応じて書き留められたものであろう。

本文中には年号が多く見られ,近世前期もあるが,中期以降が多く,ことに末尾の諸項目は文化14,15, 文政4年となっている。これをもってすると,近世後 期に形成せられ、文政頃に今日の姿になり、村方役人層に筆写されて伝えられたものであろう。それだけに 筆写の際の誤りも相当あるように思われる、両者を対校することにより真意を知ることが出来たところもあるが、なお不明な点も少くない、今後同種の史料の発見を切望する次第である。

凡 例

- 1 『藩政一般作法』(安永藤四郎写本)を底本とし、 『郡方御作法留書』(一田家文書・写本)をもって対 校した。後者の異同は本文当該文字の上に*() を付して注した、底本にあって留書にない字は、当 該文字の上に*(××)とあらわし、底本になく留書 に見える場合は、おおよその場所に*()を付し て示した。
- 2 巻首の目録および各箇条毎に一連の洋数字番号を 付した。
- 3 本文中に読点(,)と並列点(.)とを加えた.
- 4 正字の一部は印刷の都合で略字にした。
- 5 異体の文字は本のほかはすべて正字に改めた.
- 6 略体の文字はおおむね原史料のままとしたが, **小** (候)・ (也) などは正字に改めた.
- 7 変体仮名はそ・に・よのほかはすべて平仮名に改めた。
- 8 抹消された文字は、その下に~~~を付し、その 文字の上段に訂正された文字をあげた.
- 9 誤記と思われるもの,意味の通じないもの,解読し難い文字には当該文字の上に(ママ)を付し,又は()の中に註を施した.数字の合計などの誤りもあるが,これは原本のままにした.
- 10 底本の明らかな誤りは『郡方御作法留書』によって正し、その字の上に×()をもって底本の字を示した。明らかな脱落は留書をもって補い、その字の上に(×)として底本の脱落を示した。
- 11 印刷上本文中に 註を入れ難いところは (註1), (註2) と示して、最後に註を入れることにした.

福岡藩社会経済史の基礎的資料 (1)				
	本	文	→ ,	(料) ²⁶⁾ 判金直段#金 科目之事
(表紙)		,	27) 六步運賃井口銭代米之事	
			— ,	28)正金駄賃之事
	藩			29)百性願壱作稲作之事
	政		⊸ ,	* (懸候) 30)拝領壱作ニ掛江戸苦労銀之事
			→,	31)町拾反石と言事
	般		→,	32)納役銀之事
	作		→,	33) 普請一件之事
			→,	34)大鋸賃喰米之事
	法			35)山方小物成之事
1			→,	* (×××××) 36)新高盛之事
			<u></u> ,	37)草覆伝手形之巻催促状之事 *(一,新高盛之事)
	目 録		→,	38) 穢多村庄屋給米之事
一,	1)三ツ三歩撰之事		⊸,	39) 尻付免之事
→,	2)知行割之事		→,	40)秋石别秋反别之事
→,	3)本州御本高之事		→,	41)高免丑免之事
→,	4)郡帳高之事		—,	42)鉄炮札不請役号之事
· —,	5)免帳高之事		→,	43)四壁ニ有之大木伐除之事
→,	6)郡2 田畠高之事		→,	44)検見之節新高免之事
→,	"一季分り之事		→,	45)開地之事
→,	8)乗馬飼料之事		→,	*(懸) 46)田畠ニ掛リ候御書出之事
	9)小荷駄飼料之事 *(請)		⊸ ,	47)村:宿浦空地屋鋪地所相応反別極之事
, ,	10)三品銀井郡受高諸品	品付之事	,	48) 畠方三升下ケ定免之事
	11)夫留・夫明之事	* (細頭。山口。@>	 ,	49) 御家中拝領壱作之事
		* (組頭・山ノ口・鍛冶 定之事 付,面役引定法)	一 ,	50)箱崎・橋口・志登三ケ所御寄附一作之事
	13)親類御咎節遠慮之事	Þ	 ,	51)高撰米山坪米御用捨ニ付ゆり合之事
-	14)内夫定・薪定之事			附り大庄屋村庄屋百性中に申渡共 * (ク)
	15)薪定法之事		⊸,	52)秋免下り引当米被相止候事
•	16)家作銀之事		,	53) 御代官口米請取方之事
	17)皆済証拠案文之事	±-		附り役料之事
	18) 日勤増指紙案文之 * (差) 19) 門松指出之事		 ,	54)口米之儀数馬殿が御尋ニ付書付指出ニ相成候事
			⊸,	55)科料之定
•	20)横死結縁之事	·	⊸,	56)田畠質入売買之事
	21)五社并一郡一社之事			57)五穀成就之事
,	22)五節句御用出着服之	_ •		58)罪人入墨之事
	23)御蔵納給知切扶町郡	#	·	59)山方仕組銀利倍取斗之事
 ,	24) 御菜銀之事		 ,	60)田畑地組之事

一, 61)土免之事

一, 25)小船夫銀案文之事

経済学研究 第36巻 第1・2号

- 一, 63)田方根渡之事
- 一, 64) 高役之事 一, 65)面役之事
- 一, 66) 男稲女稲之事
- 一, 67)知行百石二付納物定之事
- 一, 68)稲にけらの尾と言比之事
- -. ⁶⁹⁾高免之事
- 一, 70)預山願木悪木枯木転木ホ之事
- 一, 71) 郡中由来有之者之事
- 一, 72) 嘉麻上座下座竹木山坪之事
- 一, 73) 盗物壳払#質物定之事
- 一. 74) 物郡運上銀井三品銀竹木持出夫銭高之事
- 一, 75)田方油入之事
- 一, 76)七九十一十三十五五等之事
- 一,77)在宅役人引越人馬渡方之事
- 一, 78)御預リ郡之事
- 一, 79) 御鷹方一手薪渡方定法之事
- 一. 80) 實保郡賄之事
- 一, ⁸¹⁾郡請高請品之內郡≿ 6 持出二相成賃銭夫銭間請 渡之事
- 一, 82) 御当用渡金銀井諸上納銀銭直御作法之事
- 一, 83) 御足軽郡と に罷越候節賄之事
 - 1) 元文五年 財御家中三ツ三分拼所務被仰付候事
- 一, 当申秋 & 給知一統拼, 田畠割高百石ニ付拼田高八 拾三石八斗四合, 拼畠高拾六石壱斗九升六合, 右田 畠共三ツ三歩拼所務被仰付候事.
 - 但, 所務之内, 壱歩修覆取立給米, 古来之通指出 申筈二候事,
- 一,物成渡·御合力俵渡,_并御心付米共, 地方同前一 統田畠割三ツ三歩拼ニ而可相渡候事・
 - 但, 壱歩修覆其外諸上納物, 地方同前, 納役·石 * (之) 番扶持ハ御免候事。
- 一,右所務之內二除米被仰付,尤動休三段高下有之 候, 日勤#同前之役人ハ知行高百石ニ付米四俵充, 外様動ハ八俵充, 休ハ拾弐俵充, 指除ケ候様被仰付

候事。 * (〆)

- 一,慶長之比,御家中諸士知行本石ニ而御渡ニ相成た るよし二候
- 一,以来三ツ五歩拼ニ而御渡被成候義ハ延 宝 元 年 と 有,何れ延寶・貞享之比歟. 田法雑話ニ見へたり.

2)知行割 * (譬ハ三百五拾石拝知出ル時, 田畠分ルニハ其村之 惣田高二千石ナラハ弐千石ニ而三百五拾石ヲ割, 其目安 ヲ其村之惣田高ニ掛レハ拝知之田高出ル。 畠モ同様。其 拝知分ハ田高ヲ右ニ置, 其村之惣田高ニ而惣田数ニ懸レ ハ拝知分ハ惣畝数出ル。永荒も同前也。 其内之畝の諸給 ハ其村之上田斗置上ケ, 其村之惣田高ニ而割, 其目安ヲ 拝知之田高ニ懸レハ上田何程と上中下之同前也。)

一,高百石

田高八十三石八斗四合 畠高拾六石壱斗九升六合

田高八拾三石八斗四合

德米式拾八石四斗八升五合 口共

八斗三升八合

壱歩

四斗壱升九合

修覆

此外六斗六升寬政五丑方御用捨

三石三斗

六升

用心除 取立給

三斗三升

三斗八升

石番扶持本役

三合

江戸苦労銀弐拾目 四步,代米拾七匁

五斗五升弐合

納役銀弐拾九匁六 分本役

但納役斗閏月除

/米五石八斗八升弐合引

残而米弐拾弐石六斗三合

俵ニノ六拾八俵壱斗六升三合

此外日勤·平勤指紙渡 畠高拾六石壱斗九升六合

徳大豆五石五斗五升五合

口共

内

亳斗六升弐合

壱歩

八升壱合

修覆

✓式斗四升三合

残而五石弐斗六升弐合

俵二 ✓ 拾五俵三斗壱升弐合合米大豆八拾四俵壱斗四升五合* (✓)

3)筑前惣高之内

此外七万七千五百六拾八石六斗壱合秋月領井 怡土郡 之内公領·中津領除

一,田畠高五拾五万千八百三拾八石三斗壱合壱勺三才 *(畝) 此畝数四万四千六百五拾四町七反八歩半 春徳米大豆弐拾四万九千四百石三斗六升四合 俵ニノ七拾五万五千七百八俵弐斗弐升四合 但,田畠石盛拼壱反ニ付壱石弐斗三升弐合七

春免田畠拼四ツ五歩壱厘九毛

内

*(町)
田数三万六百三丁九畝拾七歩半
*(拾)
田高四十五万八百弐拾壱石七斗三合弐勺七才
春徳米弐拾壱万六千五百六拾石壱斗八升七合
(拾)(町)
畠数壱万四千五十壱丁六反弐拾壱歩
畠高拾万千拾六石五斗九升七合八勺六才
春徳大豆三万弐千八百四拾石壱斗七升七合

一,公義御書上高ハ四拾七万三千百石と言,然ハ引残 高七万八千七百三拾八石三斗壱合壱勺三才ハ壱作新 田御余計之込高也.

御本高

一,高四拾七万三千百石 御判物高 此内 千弐百六拾七石七斗五升四合五勺 夜須郡朝田村鞍手郡下新入村不足高 *(済×) 右両郡之内二而償相渡候二付奥/指引ニ除ル

4)郡帳高 但, 御物成帳高二引合

一,高五拾五万千八百三拾八石三斗壱合壱勺三才 * (とも) 此御高ハ御内證高共言

5)免帳高

一,高五拾五万千七百七石四斗弐升九合九勺壱才

郡帳高之内定御勘定引高百弐拾六石 四斗七升壱合弐勺ヲ引候高

一,高五拾万式千四百拾六石 当時之御判物高

6)郡≿田畠高 *(但,御物成帳高)

- 一,高五万四千九百五拾六石三斗四升九合八勺八才 遠 賀 郡
- 一,高六万六百弐拾八石八斗三升弐合八勺五才 鞍 手 郡
- 一,同弐万九千五百七拾八石九斗五升五合四勺五才 嘉 麻 郡
- 一,同三万七千百四拾五石弐斗三升六合七勺 穗 波 郡

一,同弐万五千九拾六石六斗三升八合 上座郡

- ー, 同壱万五千三拾七石三斗三升壱合四勺 下 座 郡
- 一,同四万弐千六百拾壱石三斗五升五合四勺四才 那 珂 郡
- 一,同九千八百九拾九石三斗弐升九合七才 席田郡
- 一,同壱万千九百八拾壱石八斗五升三合九勺七才 夜 須 郡
- 一,同三万七千五百拾弐石六斗九升七合 御笠郡
- * (意) 一,同三万九千六百三拾壱石七斗四升三合九勺一才 表粕屋郡
- 一,同弐万三千弐百弐拾弐石弐斗八升八合七勺九才 裏粕屋郡
- 一,同五万六千三百六石四斗五升弐合弐勺四才 宗 像 郡
- 一,同壱万八千四百拾七石六斗四升七合 怡土郡
- 一. 同四万四千五拾八石弐斗七升六勺四才 志 摩 郡
- 一,同四万五千百五拾三石三斗一升九合七勺八才 早 良 郡

合高五拾五万千八百三拾八石三斗壱合壱勺壱才

内

田高百拾四石弐斗七升六合 * (××) 畠高拾弐石壱斗九升五合弐勺

定御勘定引

7)一季分り

- 一,御国 九月&八月迄 一,江戸十一月&十月迄 長崎
- 一, ^{京都} 十月 *6* 九月迄

経 済 学 研 究 第36巻 第1・2号

8)乗馬飼料古来ハ知行百性 6 現品ニ而相納候処, 貞享五辰年 6 銀ニ而出させ, 乗馬之数ニ応シ, 右銀之 *(ニ候事) 内 6 飼料被相渡候. 諸品代銀之定, 左之通.

- *(拾) 五月朔日&八月晦日迄,日数百廿一,草弐百四十把 日分,一日二付弐把充,三尺縄 *(××)*(宛)
- * (培) * (宛) * (宛) , 藁五百四十把 一ヶ年分 日壱把半充, 弐尺五 寸縄 * (宛) 代銀五拾四匁 但, 壱把ニ付壱分充
- 一, 沓藁五拾把 一/ヶ年 一/ 壱尺弐寸縄 * (郊) 代銀弐匁五分 但, 壱把二付五厘充
- 一,粥葉四拾五貫目 但,壱 / 目二付壱匁壱分充 代銀四拾九匁五分

*(壱) 合銀百八拾壱匁壱分弐厘 乗馬壱疋分一ケ年分 内

三拾三匁 糠草藁代御給人ゟ出 百四拾八匁壱分弐厘 百姓ゟ出ス分

- 一,⁹小荷駄飼料銀ハ乗馬飼料半分之当を以可相渡候事 小荷駄壱疋壱ケ年分
- 一, 銀九拾目五分六厘

内

拾六匁 御給人 6 出ル 七拾四匁 百性 6 出ル

- 一,在宅ニ而乗馬所持之面、飼料之義,乗馬飼料半分 充相渡筈ニ候事.
- 一,在宅ニ而小駄所持之面々飼料銀不相渡候. 尤飼料 $*(\underline{w})$ 百性 δ 出させ申間鋪事.
- 一,御供#御用=付在、12乗馬牽せ参候ハゝ,糠藁草 × (北) 飼葉本入用次第,於其所=而買立,相応之代銀相払 申第=候事

10)三品銀之事

一, 古来郡、 6 御用ニ指出候節, 其時、現品ニ而相調 候而ハ, 品ニ寄急ニ難相調, 御用及指支候ニ付, 元 * (儀) 森四未年御詮義之上, 品、定直段相極, 町方之者受 負相立, 御用度、直ニ請物屋 6 相納させ候御執行に * (請) 相成, 右郡受高請御家中乗馬飼料銀を加へ三品銀と 唱候,物郡 & 相納候,最前ハ銀高遂、ニ違候処,享保四亥年 & 銀百拾貫五百目相納,同九年冬御割直,高百石ニ付拾九匁八分八厘九毛四糸三弗之当りニ而,惣銀高百九貫目上納被仰付候.此内口々左之通ニ候.尤御郡帳高ニ割当上納ニ相成候事.

銀三拾九貫四百五拾七匁壱厘

郡請銀

* (三拾三貫五百三拾八匁四分六厘) 〃三拾六貫四匁五分三厘

高清銀(飼料銀)

*(三拾六貫四久五分三厘八) 〃三拾三貫五百三拾八久四分六厘

高請銀

一,三品銀元来高百石二付銀拾九匁八分八厘九朱四弗 三忽 但,荒高也

郡請品₺

*(田鳥羽) 一,鳥羽 一, 出羽 一, 藁 一、蕎麦から 一. はき 一,墨長シ 一、葛かつら * (ぁく) 一**,**悪 一, 杉の葉 一, ふじかつら 一, 曳根いも 一, 죾山桝 一、六方かや 一,桐ノ木 一, す、き さ、みかや 一、くこ指木 一, ぐみ 一, 摺かけ縄 一, 小縄 一, 御船わらひ縄 一、わらひ縄 一,下縄 一,覆こも 一,あら莚 一, 荒糠 **一,**小糠 一,野菊花 一, 塩屋す、 みもふさ 一, 蓮肉 一, 午蒡 一, 肥松 一, くるみの実 一, 生せんまい 一、よくひにん 一、生わらひ 一, 生しか 一, 梅の花一, 焼炭 一,桑の葉 一, 六方 一, 忍冬箇 一, くるみの実 かや芽 門冬 一,臺木かき なし 梅もも 一,うこの葉 一,桑の実 一, 梅の花 一, い と ゝ の 花 一, さよりすミ 一, よもき 一, いてら指木 一, 御松誘草花 一, す、きハ 一,本藁 一. 鬼ゆり 一, 藁の炭 一. くこの葉 一,梅のす津ひ 一, 小麦藁こも 古藁縄 一, か、み 一, □らひやう志よ 一, 丸葉柳 一, もみすさ 一,よしみ柴 一,覆盆の木 一, さし柳 一, たんちく 一, 蓮のけ実 一, 小豆の花

✓八拾六品

高請品と

一, 御畳方勝藁 一, 畳大手蒔 一, 白大唐米 一, 大唐もみ 一,寒さらしの類 一,青大豆 一, 小豆 一, 大角豆類 一, 黒大豆 大豆 一, 南蛮餅米 一, 荒大豆 一、突小豆 一,高きひ 一, 小麦の粉 一, 小きひ 一, 荒蕎麦 一、粟の類つき粟 电ぬきそハ 一, ひへの類つきひへ共 一, よくにいん 一, 竹掃木一, 草掃木一, 麻から 一, 粉かや 一, うこ木 一, よもき らしび 一, 御賄半縄 一,桑の木 一, 譲り 一,もろむき 一、阿らかや 一, 志やふ 一, すくり藁 一, 曳根松 一, 門松 、はき竹日用指出賃銀 一, 花立花 一, 志やうの 一, くりはい 一, かます 一, むしろ 一, 青さし 一, 所; 御賄方日用人参 めたち 一, 志きミ柴 一, 御進物方藁 一、酒造覆ふた 御草履藁 一, 御茶屋々々にて 白米打賃

/ 五拾七品

三品銀

一,高五拾五万千三百壱石五斗五升五合九勺弐才三毛 内

千九百六十九石四斗五升弐合三勺弐才 右八宰府御社料御用捨分,但,郡請高受飼料前 × (と) こ ゟ引被下分

九百三石弐斗壱升六合弐勺 (×) 右ハ遠賀郡右同断

七百五石九斗七升六合弐勺 * (請) 右ハ同郡郡受銀御用捨分

五百弐拾壱石五斗九升壱合

右ハ同郡高請銀御用捨分

残而五拾四万七千弐百壱石三斗壱升九合弐勺三毛 右ハ残高ニ而割百石ニ付、拾九匁九分壱厘九毛 五朱五弗宛

三厘壱朱弐弗

*(懸ル) *(ニ) 遠賀郡御用捨高ニ掛三品銀,右惣高割当引分

* (1) 残而拾九匁八分八厘九毛四朱三弗上納当 * (受) 遠賀郡郡請銀斗御用捨

高七百五石九斗七升六合弐勺

銀六拾三匁三分五厘七毛一朱

飼料銀

同拾六匁三毛

高請銀

同郡高請銀斗御用捨

高五百弐拾壱石五斗九升一合

銀四拾六匁八分弐厘

飼料銀

同三拾八匁六分三厘六毛四朱

高請銀

四口/銀百六拾四匁八分六毛五朱

但,五十四万七千弐百壱石三斗一升九合弐勺三 *(J) 毛割当,百石二付三厘壱朱弐弗

郡請高請飼料銀指引

* (宛) 一,三品銀古法ハ御国中ゟ百九貫目充上納 被 仰 付 候 処, 近年余分相納, 田秋石別弐斗五升, 畠秋石別壱 斗八升已下之村; ハ上納御用捨被仰付候. 享保九辰 * (×) 年 ゟ 古法之通り御国中 ゟ 百九貫目充, 田畠秋石別之 *(シ) 差引無之,上納被仰付候。

高百石二付弐拾弐匁四厘充 * (受) 郡請銀四拾貫目

高請銀三拾四貫目

飼料銀三拾六貫五百目

必銀百拾貫五百目享保八卯年迄右之当を以上

* (金) (注)* 高百石二付拾九匁八分八厘九毛四朱六弗充 *(リ) 三品銀ニ而百九貫目之割当,享保九辰年&此当

を以上納仕ル

三品銀

御国中 ·, 銀壱貫五百目

享保九辰ゟ減ル

百九貫目ニ割

百目二付壱匁三分七厘六毛充減

郡請三拾九貫四百五拾七匁

高請三拾三貫五百三拾八匁五分

飼料三拾六貫四匁五分

三口/銀百九拾貫目

此三かと

高五拾四万七千式百壱石三斗壱升九合式勺三毛二 割

百石ニ付

郡請七匁弐分壱厘

高請六匁壱分三厘四毛

飼料六匁五分六厘五毛

嘉麻郡

一, 高弐万九千五百六拾八石六斗弐升弐合四勺 郡請弐貫百三拾壱匁九分 高請壱貫八百七匁八分 飼料壱貫九百四拾壱匁弐分

✓ 銀五貫八百八拾目九分上納前*(分)

種波郡

一, 高三万七千百四拾五石弐斗三升六合七才 郡請弐貫六百八拾目

> 高請式貫式百七拾式匁七分 × (八) 飼料式貫式百四拾目三分

✔ 銀七貫三百九拾三匁 上納前

11) 貞享五年辰四月

夫留夫明

夫留 (四月十五日 & 六月十五日迄

> 但,四月ニ閏月有之候得ハ閏四月十五日ゟ六月 十五日迄

夫明 (六月十六日 & 八月十四日 を 八月十五日日 を 八月十九五日 を 八月十九五日 を 十月十九明日 を 十四月十四日を

者 右夫明之内ニ召仕候分ハー日壱人五合充粮米被下 候事

但,御通衆ニテ御茶屋々々繕び其外何ニ而も仕 (懸) *(優) 掛り候義ハ,夫留ニ掛り候而も十日迄ハ粮米不 被下候,十日過日数掛り申義ハ,御定り之粮米 可被下候事・大風洪水ホ之天災有之時ハ,夫留 之内召仕候共,粮米不被下候事・郡夫高ニ壱人 *(懸) *(ニ) *(懸) 之当五合掛九合一掛,一仝八ニ而除,俵ニ直 し指米引・ 12)大庄屋・村庄屋共村役料米共役料定 大庄屋

一,役料米百俵ハ 但,筆墨料共家內面 役不引,其身壱人引 *(次)

但,諸御用状触状村継急御用其村夫直 飛 脚 遣 候 * (宛) * (儀) 事.福岡#触下に出候節,郡夫壱人充召仕候義,勝手次第二候事.

*(儀) 大庄屋方二而庄屋共召仕候義,紙墨持参可仕候。 *(敷之) 代米本切立申間鋪候事。

福岡井郡家に罷出候節, 賄宿米本自分ニ相仕廻可*(ハム)申候事. 触下村: に罷出候節致止宿候で, 村賄たるへく事.

- 一, 高弐百石以下村
- 一,高千壱石&千五百石迄

米拾七俵充

米弐拾九俵充

一,高弐百壱石ゟ 五百石迄 米弐拾壱俵充

- 一, 〃千五百壱石 ゟ 弐千石迄 米三拾三俵充
- 一,同五百壱石 δ 千石迄 一,〃弐千壱石已上 同弐拾五俵充 〃三拾七俵充

村役料之定

一,同三拾俵

(但,村切立 (甘木村庄屋村分計請持 (但,村切立

一,同 拾弐俵 同町年寄宿請持

役料段取左之通

一, 宿增六俵充

山家 熊平 赤間 飯塚 若松 原田 二日市 今宿 前原 箱崎 青柳 木屋獺 内野 藤田 Ⅲ×町

一,同 三俵充 笹栗 宰府 小石原 志波 大隈町 久喜宮

- 一,同 拾七俵充 * (^{道)} 永谷 天尾町 山鹿魚町
- 一,田壱作拾町以上,畠壱作弐拾町以上有之村ハ,田ハ 拾町,畠ハ弐拾町給,百石之当,村高段取ニ加り役 料可相渡候事.
- 一,塩浜ハ田壱作ニ準し役料米相極可相渡 事. 但,庄屋加役ニ相勤候分ハ,塩浜役料前段ハ不相渡

候事.

- 一, 庄屋家内面役相勤, 其身壱人引.
- 一,福岡12罷出候節ハ無拠荷物持セ候節,村夫壱人召 連候事.
- 一,村切立不致紙墨代ハ役料ニ而相仕廻候事. 右宝曆十三年二月
- 一,組頭面役三人引
- 一,山ノ口〃三人引
- 一,散使 " 壱人引 但,村仕替
- 一,犬付之者 ″ 壱人引 但,犬五疋以上ヲ一先と言,五疋居申村ハ壱人引 遣ス也.
- (ママ) 一,郡:諸役人面引一流相止候得共,鍛治之次第有之, *(いたし) 運上をも上納致 候ニ付,半役引ニ被仰付候事.

*(二被仰付候事) 13)親類御咎之節遠慮之事,大目附に

死罪ニ相成候者

父子 兄弟 祖父 孫子 伯父 甥 従兄弟 聟 舅 小舅 姉聟 妹聟

遠嶋永ク御預追放ニ相成候者

- 父子 兄弟 祖父 孫 伯父 甥 従兄弟 聟 舅 拝録被召上候もの
- 父子 兄弟 祖父 孫 伯父 甥 *(もの) 御咎筋ニ而御役儀被召上候者,閉門被仰付 *(もの) 候者

父子 兄弟 祖父 孫

御詮義筋有之、当時御預被仰付候もの

父子 兄弟 祖父 孫 逼塞被仰付候もの

父子 兄弟 祖父

以上

寛政六寅春相極ル ¹⁴⁾内夫定

- 一,御家老五人 一,御用勤四人 一 $\binom{am}{am}$ 第三人 $\binom{s}{t}$
- →, 奥頭取弐人 → (右以下知行 壱人 切扶共二
- 一, (半礼以上無礼 末; 迄相宿一軒 壱人

薪定

一,知行切扶共 上六歩宛 一,無礼諸口 四歩充 小人 小人 小役人 弐歩充 坊主

一,御家中乗馬三歩三厘充

0

15)薪歩巡也

/ 壱歩縄 九寸四歩八厘

二歩縄 壱尺三寸四分一厘

三歩縄 壱尺六寸四分三厘

四歩縄 壱尺八寸九分六厘

△ 五歩 ″ 弐尺一寸弐歩一厘

六歩〃 弐尺三寸五歩九厘

七歩〃 弐尺五寸九歩

八歩〃 弐尺六寸八歩三厘

九歩〃 弐尺八寸四歩六厘

壱/〃 三尺

壱歩縄 壱尺六寸五分 二歩一尺八寸

三歩 一尺九寸五歩 四歩二尺一寸

五歩 弐尺二寸五歩 六歩二尺四寸

七歩 二尺五寸五歩 八歩二尺七寸

步縄定法

壱歩 三一六 二歩 四四七 三歩 五四七四歩 六三二 五歩 七○七 六歩 七七七七歩 八三六四 八歩 八九四 九歩 九五薪/縄目安

二歩 四四七 三歩 四五七 四歩 六三二
 五歩 七〇七 六歩 八三六 七歩八九四
 八歩 九五一 右目安ニ三ヲ掛,但前ニ記ス△
 印ノ尺ニ合也

*(を) 新壱グ三尺縄也, 法ニ三尺ヲニツニ割一五トナル.此 *(を) *(を) 一五ヲ左ニ置, 又右ニー五と置, 何歩ニ而も右之一五 *(懸い) *(成ルヲ) *(ぎ) ニ掛ニハ何尺何寸と也, 左之一五ニ加ンハ歩数何尺何 寸と知ル也. 但壱歩縄壱尺六寸と成ル

○目安何尺ニ而も歩ハ同前也,たとへハ弐寸五尺縄七*(とき)*(懸)歩縄何尺と有ル時ハ,七ノ目安八三六六二五ヲ掛候得ハ,則七歩之縄尺弐尺九歩余と出ル也.

明和九年辰五月

16)家作銀坪当ニ而拝借之事

- 一,百姓とも火事逢,風転水災之もの,家作拝借高是*(安)*(し) 又定たる目当無之,多ハ田畠高の多少ニ応相極候得 *(敷) 共,抱高ハ少シニ而も身上宜鋪者共有之,其上遊民 *(機) ニも拝借被仰付義ニ付,全則ニ難相立ニ付,壱坪之 *(メ) 当上中下之段取左之通相極 候、此已後身上之上中 *(ヲ) 下も相利,坪数12其時、加詮義,銀高可相極候、尤 内場相願候分其通ニ候事。
 - 一, 艸舊家 上壱坪ニ付 銀四十目

中" "三十目

下〃 〃弐拾五匁

一, 欠略瓦舊家 上ハ無之事ニ候得共宿々ハ瓦家上 春坪ニ付六十目

但村、瓦家上ハ無之事ニ候得共,宿々ハ瓦家上 *(機) 之家作も相願候義ニ付,相極置候事・ *(明)

而市中家作拝借銀員数昨今 b 御定左之通

一**,**本瓦誓 * (瓦馨) 銀八拾目

一, 欠略"

〃 六拾目

* (雚)

壱坪ニ付 / 四拾目

一, 板家上火

*(藝)

一,草家上〃

〃三拾目

17)皆済状案文

何ノ何年分拙者知行何郡何村田畠相成米大豆請取申事

一,米 何程〇

何ノ何某〇

一,大豆 何程〇

年号月日

御勤定奉行中に当ル

○大豆無之候ハゝ田ヲ物成米と書へし 何ノ何年分批者所務御定米大ツ何郡何村ゟ請取申事

一, 米 何 程ハ

何ノ何某

年号月日 * (ニ)

御郡奉行に当ル

*(弐) 米大豆ハ請取二枚ニ而別仕出し

18)日勤指紙案

当何秋拙者日勤増米請取申事

一,米何帳ハ

何ノ何某

年号月日

当所なし

御裏判有之

此先ニ御郡奉行奥次

掛郡奉行

何ノ何某

同年 何月何日

*(何郡何村)2)

又裏ニ請取奥次

*(暴) 表書之米請取申候也

同年何月何日

仕出シ主 何ノ何某

奥 次

郡奉行に当ル

0

19)指出

一, 門松一向 (三段松 第竹 幸木共

*(以上)

右ハ何郡何村山ニ而可被相渡候也

年号月日

何ノ何某 * (倒*)

掛り 山奉行ニ当ル 山所ハ例年渡リ来候 場所書記候事

20)横死人結縁之事

- 一,横死人結縁證拠寛保二_戌十一月郡奉行ゟ差出筈ニ *(実像) 相極候,尤寺3結縁之義,無差支通り其寺ゟ證拠取置 *(=指) *(高) 其村庄屋ゟ宗旨方に差出,旅人或ハ判外之者ハ病死 ・横死共ニ宗旨奉行ゟ結縁證拠指出候事.
- 一, 横死人都而大庄屋相改, 夫、口上書致奧書指出候事.

雷打れ 水溺

木二打れ石二打れ都而怪我死,右之類 結緣證 拠二不及取納申付ル.

*(×) 首縊・身投・自害・打殺・切殺・行倒れ

右之類ハ結縁證拠を以取納申付ル.

- * (惣而) 一,他国者病死横死共,国所相知レ候分ハ,其村 b 其 * (×) 国所 l2掛合候事.
- 一,切灸され・打殺され・手負本之類,或ハ自害ニ而 *(敷) も怪舗次第有之分ハ,組指出御陸目付・御側筒之間 *(ヲも) 共被指出,改之節ハ大庄屋にも立合之事.
- *(敷) 一, 雷打れ・水溺・木石ニ打れ候者, 都而怪我死・乱

*(者) *(儀) 心ニ而縊死・自害・身投有之類,訳敷義無之節ハ組 不及指出,勿論御陸目付・御側筒共不被指出,大庄 屋改計ニ而相済候事.

結縁證拠案

何郡何村百姓 何某

證拠之事

者之者何月何日何二而相果候,御詮義相済候条結緣 可有之候,以上. 郡奉行

*(年号月日)

何郡何村

何寺

*(得)
一 百姓共横死結縁證拠御郡奉行ゟ相渡来候へ共,此*(旨)
節作法被相改,宗旨奉行ゟ證拠指出候様被仰付候.*(殿)
文化元年子十一月御月番半之丞殿,坂田新五郎 に
御口達ニ而被仰付候ニ付,郡奉行中申合之上,郡方
留書ニ御付紙ニ而御渡被下度旨申達候処,左之通御
渡ニ相成.

* (×) 郡奉行に

#(以) 申出之通,寛保二年之御達ハ不被相用, 已来自然郡 * (候) * (候) * (校) * (校) 首縊・身投之類ハ其所ゟ願出, 月番聞屆之上城代頭 * (まり) に申聞, 夫ゟ宗旨奉行に相達, 結縁證拠を以取納可 申, 雷ニ打れ, 水ニ溺, 木石ニ打れ, 其身怪我・行 * (候) 倒と右之通之死ニ紛れなし少も怪敷義無之候ハゝ結 縁證拠ニ不及段, い才天明七年相達置候通可相心得 , 自然怪敷様子ニも候ハゝ重畳遂詮義, 猥之儀無之 様可有才判候.

書抜

一,通り掛旅人#行倒者横死 × (不) 一,通り掛旅人#行倒者順死共,所持之寺証文ニ病死 ×(筈=) (×) 之節国法之通相納呉候様ニと有之分.

但横死ハ其時之御指図ニ準ル

- 一, 御国者判外 右同断
- 一, 旅日雇

横死

一, 御国者 (^{目害} (首く、り ^(註1) 身投

> 右何レも御差図相済候得ハ,宗旨奉行 6 結縁證拠 を以取納申付.

文化元年子十二月ゟ同二年丑七月ニ至リ決ル*(際) 一,通り掛り旅人病死之節,同道之者ゟ国法之通取納 べ(等) 具候様相願候共,寺證文所持不致候得ハ,同道之 *(者) ものに寺證文取来候様申付,死骸 仮埋ニ致させ置 候事.

21)五社

宝満 宰府 雷山 箱崎 田島

一郡一社

怡土郡 高祖宮 高祖村 *(宮,以下同ジ) 志麻郡(註2) 馬場』 馬場村 早良郡 飯盛村 飯盛〃 那珂郡 住吉 // 住吉村 席田郡 下月隈村 八幡〃 夜須郡 砥上" 砥上村 御笠郡 宝満 // 内山村 表粕屋郡 太祖 " 若杉村 裏粕屋郡 香椎〃 香椎村 宗像郡 田嶋村 田嶋 // 嘉麻郡 下益村 北斗" 穂波郡 大分村 大分 ″ 上座郡 恵蘇〃 山田村 下体郡 林田宮 林田村 勘手郡 水原 " 水原村 遠賀郡 高倉村 高倉 //

22)五節句御用出着服之事

- 一,五節句御用出之面、着服之義,是迄日勤之面、ハ 麻上下着用ニ而罷出候、休之面、ニ候得ハ平服ニ而 罷出候事。
- 一, ²³⁾御蔵納・給知・切扶・郡町浦四口に割掛候節, *(儀) 勘定所算用之義御勘定奉行皆田藤太夫に嶋井市太夫 ゟ及問合候処, 左之通巳前ゟ相用イ来候由, 如何成*(×) 御算用ニ而出来居候哉之義ハ不相分, 藤太夫答ニ候事.

明和七寅正月

経 済 学 研 究 第36巻 第1·2号

* (×) 一,銀百貫目ハ

目安

弐貫弐百九拾七匁三分弐厘

御蔵納給知切扶

七拾四貫六百拾四匁六厘

郡方町方

浦方

弐拾貫八百七拾三匁七厘

弐貫弐百拾五匁五分五厘

24)御菜銀之事

一, 御菜銀 船百石ニ付弐拾弐匁羌 *(かかり納) 古来御台所に浦: ゟ御肴納候分船ニ掛り 候事

25)小船夫銀案文但四月九月壱艘ニ付 両度ニ納ル * (拠之) 拙者所持之小船夫銀当何九月納分上納証と事 * (壱) * (壱) * (×) 但不納節一ケ月月越料上納高一割科料納 ニ相成

銀弐匁分 一,丁銭百弐拾文ハ何ノ何某

年号月日

御銀奉行中に

(料力) 26)判金并金銀科目之事

- 一判金壱枚ハ 凡直段壱貫弐百八拾六匁也 右 と 爰元御銀蔵に大坂 & 下ル分長崎御入用
- 一,銀壱枚ハ 四匁三分也
- 一, 〃壱枚ハ 四拾三匁也
- 一, 金壱歩科目 八分五厘
- (料) 一,金小判科目 四匁七分六厘
- (料) *(分) 一,判金科目 四拾四匁弐厘

一,刊金科日 四后四次 11 里

但近年軽ク四拾四匁有之内

27) 六歩運賃米口銭代米

*(々懸) *(歩) *(々懸) *(歩) *(かけ) *(歩) と引ル処出ル也,右ヲ脇ニ直し置,又右之通置立分斗 *(かけ) *(上) 三三ニ而割,口銭弐歩ヲ掛,三ニ而割ハ代銀と成,夫 *(スニ) *(々懸) ヲ米ニ直 セ ハ五ニ而割三掛俵を下 歩ニ三掛レハ ×(リ) 口銭と成也,脇に直したる物の内を右之口銭引・残御 登と成也。

たとへハ

高千百俵之内六拾六俵壱斗四升弐合六歩運賃

口銭代米引

代米引

千三拾三俵壱斗八升八合

右同断

拾七貫弐百弐拾六匁壱分

0

(表カ) 一,口銭 壱石ニ付弐分,但壱石ハ三ツ石也 右高ヲ俵ニして三ツニ割也.嶋地浜方雑用ニ出ル 但五十目石也

一, ²⁸⁾金百両二付 (正金給賃銀 十弐匁壱分

> 内 七拾両

(右同 九匁七厘五毛

弐拾五両

(右同 (六匁三分弐厘五毛

一, ²⁹⁾百性願壱作·稲作共自分苦労ニ而仕立候事, 勝 手次第之事.

*(候) 但,壱作田畠郡夫加勢を以被仰付 分,其年一ケ *(×) 年無年貢,自分開立之地所ハ毛付ノ年ゟ三ケ年ハ 無年貢,四ケ年目ゟ御法之通,反別上納.稲作ニ *(ニ而) 而,郡夫 仕立候分ハ其年一ケ年古畠反別ニ而, 翌年稲作反別之筈也.

- 一, ³⁰⁾拝領壱作ニ掛ル, 江戸苦労上納壱反ニ付銀壱匁 宛. 但田畠共.
- 一, すき返し畠十二下之位打候事 但古法之由
- 一, 反別ニ而徳掛ル時ハ反ハーノ座, 畝ハ分之座, 十 分ハ厘ノ座, 壱歩ハ毛之座也.
- 一, 31)町拾反石と言事.

*(拾) 但,石之座ニ反と置,十ノ座ニ町と置,たとへハ *(懸) 五合ニ而も八合ニ而も見掛り之合掛ケ何斗何升何 合しるへし.

32)納役銀之事

一,納役高百石二付五日壱人弐厘,本役一日二出方弐 分四厘充,年中三百五十四日之内定引日三十一日引, 残而三百弐拾三日夫高六十五人八歩九厘弐毛,銀納*(グ) ニして弐拾九匁六分五厘一毛四朱充之上納.

但, 壱人二付銀四分五厘充也. (以) 小似

一,米五千四拾壱俵七升五合 納役銀九拾三/《弐百六拾弐匁七 分之代米,但壱俵二付銀拾八匁 五分

* (貫)

*(九) 右納役銀ハ百石ニ付弐拾六匁六分五厘充,古来ハ現 人御普請方に指出,同所ニ而仕イ方有之候. 元文之 * (ハ)*(役) * (役) * (方) 比よ日勤之半切,平勤休ハ本勤,御普請 奉行よ書 出, 賃銀代米之間勝手次第上納, 又寬延之比6一季 指引所務押二相成,旅行·後見番·用心番·納役御免之 日も有之,右ニ付押戻り之差引本も有之,其比6普 請方請持相止, 宝暦十四年6一統本役ニ相成候. 役 高い百石ニ付五日壱人弐厘充,六大六小ニイ三百五 (拾) * (甘) 十四日之内, 定引日三十一日引, 残而三百弐十三 日, 壱人二付賃銀四分五厘充, 月。両市中書上, 五 ケ年之拼相場ニ而押直段相極, 古高之拼免と申ハ石 別三斗弐升四合二御座候, 此石別二而壱人役二御座 候処,三斗三升之拼免被仰付候二付,右三斗弐升四 合ニ而割候得べ,壱人壱厘余ニ相成申候. 夫ヲ上リ (相極, 但納役ハ軍役之由承り伝る也) 候而壱人弐厘と役高 此ケ条ハ文化九申年美作殿・外記殿依御尋書上 二相成候事.

33) 普請 但普請一件別記有

土手 小口弐拾四坪 (長廿六間 (註3) 根置十間 但高サニ四ヲ掛根置れ 築留弐間 定候事 場サ四間 堤杯の定法也と言

七坪六百弐拾四坪

* (かけ) 夫三千百弐拾人 五人掛

銭三貫弐百四拾目 壱人二付弐匁充

根置築留加へ二ツ割ニ拼高サ掛レハ小口出ル.長*(十一) サ掛レハ七坪と成ル.五掛レハ夫数と成ル.二掛レハ賃銭ト成ル.

腹付笠置

- ○根置築留加へテ高サ掛ル,小口坪ト成ル. 尤土手辻 ニ而根置築留取ル事.
- ○登リニ深サ掛レハ小口出ル. 腹付笠置小口二ツ加テ

*(懸) *(懸) といる *(影) といる *(影)

一, 夫四拾人, 尤壱坪之当り弐人八歩ニ 而割 ハ 坪出 ル. 横壱間弐歩ニ而坪ヲ割レハ長ノ間鋪知レ, 横ハ 見込ニ而凡ヲ積ル.

二八

拾四坪三合 * (希) 医十壱間九分 四拾人 横壱間弐分

- 一, 田数八畝七四坪八合, 夫弐拾四人五人掛, 長弐十 *(拾)*(×) 間横十弐間深サ弐分入, 土長ニ横ヲ掛レハ平坪ト成 *(ル) *(懸) *(懸) ル. 三ニ而割 ハ田数と成ル. 三掛戻し深サ掛ル本 *(ノ) 坪 出ル.
- 一, 土手長三十三間, 根置三間, 築留壱間, 高サ壱間 * (かけ) * (拾) 半, 壱坪弐人掛, 夫百九十八人, 右ヲ村、ニ小割ニ * (拾) 而渡,先ツ三十三間夫高ニ而割ハ壱人之当間数知ル・ * (拾) 或ハ十五人之村ならハ其村懸ル也.
- 一,根置三間,築留壱間,高サ壱間半,壱坪四人掛, * (治) 夫数三十五人,小口三坪と成ル,是ニ四人掛レハ小 口之当十弐人と成ル.此拾弐人ニ而三十五人ヲ割ハ 長之間数出ル. 夫ヲ三五ニ 而割レハ 壱人之当 知
- *(拾) *(拾) 一,根囲壱ケ所,長三十三間杭木九十九本,夫ニ/三 人,壱間ニ付三本打葉笹十六巴五歩,夫ニ/五人五 *(懸) 歩,壱間ニ付五歩掛.
 - *(拾) ○三十三間ニ三掛レハ九九と成ル. 三ニ而割ハ夫 数ト成ル.
 - * (拾) * (笹) 三十三間ニ五掛レハ葉さゝ知る也,壱人ニ付三 ・(祀かけ) 巴掛也.
 - * (三ヲ以拾六五ヲ割ハ夫数と知ル)

菜ハ四巴伐持出ス也.

 -,34)大鋸夫三百七拾五人七歩九厘但大鋸当算用法 米拾九俵弐斗弐升八合
 丁銭三拾九ノ八拾弐文
 大鋸壱人ニ付一日
 大銀壱升七合五勺九ノ口斗 右御定法

一, 石屋賃銭四匁充

中樋壱ケ所

一此壱尺次手ヲ足リ

* (底) 唐松丸太七本 (長弐間壱尺 末口壱尺

経 済 学 研 究 第36巻 第1・2号

大工五人 大鋸八人

底樋木長弐間ニ付釘拾三本打也.九十一本と成ル. (給) *(懸) 十四間ニ六五掛ル.

*(始) 建樋木壱尺之内裏向釘弐本打也. 五尺ならハ十本,尤小口ニ弐本打候ニ付都合十弐本ト成ル.丸口合拾三本,大工ハ立樋壱尺ニ壱人充,五尺之時ハ五人,壱人ニ付賃銭三匁五分充,大鋸ハ弐間壱半(リ) 尺ニ付壱人之当,定割出左之通,底樋木・立樋木・押笠木・三口長サ合拾丈四尺九尺五寸ヲ底樋長弐間壱尺,丈に直し壱丈四尺ニ而三口ノ長ヲ割ル,大鋸夫七人八歩と成ル.壱人ニ付賃銭三匁充,壱欠以上ハ壱人也.九尺以下ハ五歩役也.

35)山方小物成之事

- 一, 藪坪銀 一, 竹皮運上 一, 山札銀
- *(x) *(菜) 一,落松葉運上 一, 歯藁運上 一, 茸運上
- 五ケ山一ノ瀬 一,炭運上 卷一,茅札銀 一,志賀嶋浜山運上
- 一,薪運上 ^前一,揚梅運上 一,上座肥松運上 *(*)
- 一、一ケ年山札代銀

四拾壱貫目余

郡役所記録抜書 ³⁶⁾新高盛之事

一,郡3 ニ而新高盛と名付別免ニ相成居候分,発端拝 領壱作ニ高ヲ盛拝知高ニ結ひ込被下たる事ニ候.今 御蔵納之内新高盛有之分ハ,右之内上リ知ニ候.後 年為心得新高盛一体ヲ記置候事.

安永三年4七月

*(頃)村: 畝高略ス貞享・宝永之比也

*(巻) 37)草露伝手形之是催促状之事ニ有分之事 其地当御年貢未進ニ付,為催促山田久左エ門・同人足 *(売) 十人指出候.食事上下共ニー日ニ三度,但上通りと一 *(宛) 汁五菜,人足ニも一汁三菜,酒盃ニ三盃充,足半銭壱 人ニ付拾文充可出之もの也.

38) 穢多一村立候分·枝郷共庄屋給米之事

- 一, 穢多村庄屋一村立候分ハ枝郷共給米取来之通ニ而*(済) *(×) 相渡候. 減候義ハ村3 形合ハ次第勿論ニ候. 給米無 *(壱) 身前割方除之義, 是迄之通ニ而可然候. 組頭給米一 俵ニ不可過, 壱俵 & 減候節ハ勝手次第致させ可申談, 郡奉行一統申談候事.
- 一, ³⁹⁾ 尻付免と申唱有之候. 今程右取計有之哉之事. 右ハ明和八卯年ゟ右之取計無御座候. 其已前ハ本之*(居)*(x) *(荒之)取計二相成い申候,村ニ寄マチマチIW高起候節,起*(懸)高二掛ル御徳ヲ親高ニ而割候而,是迄極たる春石別之尻ニ加申候事.

40)秋石別

一,見立秋徳米ニ早田本之春徳米ものヲ加へ,口を抜座ニ置,徳引高ヲ除たる現高ニ而,割不尽ハ四六払*(メ) *(愚) *(也) 合留,其石別ニ而現高ニ掛出シ,上納分之秋徳米口共ニ居ニて,其内ゟ早田本之春徳米ヲ引,残リヲ秋之見立徳とする也.

秋反別

- 一,上納分之秋徳米ロヲ抜惣田数之内デ引之田数を引,残田数ニ而割不尽捨合留也. 秋反別ハイ掛之用*(×)ニ而ハあらす,春反別之見合せ 成ル迄,右不尽捨春反別も不尽皆捨也.
- 一,稲作壱作之秋反別ハイ掛御用有る故ニ,不尽ハ四 六払合留也

*(×) *(=) 免帳添記録

- 一, 高免と田雑ニハ寛七・寛八之免と有之.

- * (治) 〇添記録ニハ万次元ゟ寛文七年迄十ケ年免と有之, 如何.
- * (ハ) 一, 丑ノ免ハ田雑ニと延宝元年之免と有之候. * (文) ○添記録ニで寛介八年ゟ延宝元年迄六ケ年之免と有 之,如何.
- 一, ⁴²⁾小書院以上# 大目附・御郡奉行・御郡目附・山 奉行,右之役号之分パ不及鉄炮札,小鳥井山猟共御 *(前) *(刊) 免ニ候,其外役ζ共共鉄炮札ヲ請諸猟被致候事.

但. 無礼之者ハ御側筒斗御免之由.

一⁴³⁾,四壁ニ有之大木伐除ケ之義,目先三尺ヲ越候ハ ゝ願之上御普請方ゟ見分致し伐除ニ相成,以下ハ不 及願.

但, 目先三尺とハ其木之際ニ立, 目先ニ三尺之縄 ヲ廻し、夫ニ越候ハゝ可為願木、

44)検見之節新高免之事

*(元) 寛文元年辰八月廿八日 一,田方見分之節,春免ゟ増候分ハ前、ゟ永、新高免 二成来候. 此段科代之義二付, 長々増免二成可申様 *(壱) *(し) 無之候,今年よ一ケ年限被仰付候,只今まて免戾ニ 候次第筋不宜村も有之と相聞候条, 左様之村3 心ヲ *(不) 付見分無遠慮稠敷増免可有之候事.

*(地) 45)開作之事 但,空地屋舗之事

× (十) 元文 六年未六月廿一日 ・, 御国中新開田畠之土地御郡代縣り々々無油断見立 申、御郡奉行に申達、古田畑之障無之、尤普請之人 力妨無是, 所柄見立申, 郡方支配限ヲ以, 年; ニ仕 立、毛付候恰好ニ応し反別ヲ極、年貢上納可申付候 事.

> (銀) 附り,山方支配之内ニ開地有之ハ,山方切立限ヲ 以開仕調,年貢米山方伐立御徳用ニて可相加事.

- 一,新開之田畠土地百性見立申出候ハム,届次第遂詮 義, 年数極, 年季明次第相改, 反別ヲ極, 年貢上納 可被申付候,年数九七ケ年ニ不可過之事.
- 一,新開田畠之土地,御家中之諸士,又内之侍# 牢人 老中拝知之内#預郡内ニ而自身苦労ヲ以仕立申分ハ 拝領可被仰付候. 此外限り有ル勤方之面3 被付御心

程之輩ハ, 思召次第拝領可被仰付候, 尤自分之苦労 ヲ以仕立させ可被申候事.

*(附J) *(空) 但, 浪人・町人ホ在郷ニ引越, 耕作仕立年季開 届出ルニおゐては百性同前可相渡事。

右之通被仰出候条, 可被得其意候, 以上,

斎藤忠兵衛

未六月

梶原十兵衛殿 * (左) 白石権右衛門殿 柳瀬与兵衛殿 惣御郡代中 御山奉行中

(×××××) 延宝元子年

46) 御国中現田畠之上之義ニ而,御財用之根元御有 余可有之樣無之事ニ候, 御大国之義故, 無用ニ捨居 候芝原又ハ干潟・干寄之所,田畠ニ相成川溝ヲ堀替稲 作本仕立,或ハ田畠ニ不相成山野地ホハ其地味応し 候而ハ櫨油せん之類仕立, 又ハ松山ニ仕立, 御国財 之有余二相成候工夫可有之事二候, 尤所二寄僅田畠 壱畝弐畝たり共, 見立次第仕立可有之候, 惣郡中都 合二而ハ余分ニ相成義ニ付候. 且又外ニも何品ニ寄 す土産ニ可相成工夫も有之候ハム, 無遠 慮 可 申 出 候, 右思召在郷方役人筋違不申様相心得, 常3 心か け工夫可有之事.

附り, 元文三午年御書付申達候通, 荒地ニ不限, 小百性共迄も立山田畠壱作ハ不及申、植物迄も存 立候もの有之候ハン, 弥遠慮なく申出候様ニ, 是 又不絶心を付可申聞候事.

一,川浚十手普請之義も連、申談候通,弥無懈怠時節 ヲ考,修覆可有之事.

右条3 可相達旨被仰出候. 以上.

- 一、此已後新二出来仕候壱作之米・大豆・稲作之余 *(豆) *, 上之新開之御仕入被仰付被下候, 右米大ツハ切 年二而被相渡,入札ヲ以売払,代銀相納次第,追と 御蔵に納置,御開入用之度ニ其年々々な証拠仕出し, 郡奉行奥印致し, 裏判相済候而銀主請取可申事.
- 一,右新開#稲作出来之上,畝数#反別御極諸帳面ハ只 今之通執斗,外二右畝数往来大豆根帳,每秋裏判所

*(候) 论指出,御勘定所に相達二而御免極之上,九月二入右 根帳目当二成郡奉行中ゟ請帳指出置,無請二而切手 *(××) 相渡,米大ツ売払,代銀御銀蔵に致上納,証拠ヲ以 *(付) 請帳引候様被仰達可被下候,尤追々御開相増候ハゝ, 右根帳其年3書改可申候.

郡奉行

三月

一, ⁴⁷⁾村3 ・宿・浦・嶋3 ニ至迄, 屋舗床 ハ根元島 * (屋敷) ニ而, 間ニ田やしきも有之. 空地無年貢之やしきも 無之筈ニ候, 然ル処寛保三年空地屋舗改之節, 改落 * (吸) ド(収) ド(収) を相成候も有之, 又ハ其已後野地ニ屋しき取致, いまた申出も無之様相聞候条, 此節郡3 一統ニ相改其 地所相応ニ反別相極可被申事.

(未完)